

伊豆都市計画区域の変更に伴う建築基準法道路指定について

(伊豆市建設部都市計画課)

1 建築基準法道路指定、接道要件について

- ・伊豆都市計画区域の変更に伴い、旧天城湯ヶ島町・旧中伊豆町・旧土肥町の区域が都市計画区域に編入されました。
- ・建築基準法の集団規定が伊豆市全域で適用となり、建築物の建築の際、建築基準法第42条の道路に原則2m以上接する必要があります。
※旧修善寺町の区域は、従前から都市計画区域に指定されています。
- ・今回、指定等された建築基準法道路は以下のとおりです。

【建築基準法第42条の道路】

道路の幅員	名称	概要
4 m以上	1 項 1 号道路	道路法による道路 (国道・県道・市道等)
	1 項 3 号道路 (既存道路)	・都市計画区域になった際に、既にならった道路(私道等) ・大規模な別荘地・住宅団地、農道等において指定
1.8m以上 4 m未満	2 項道路	・都市計画区域内になった際に建物が立ち並び、特定行政庁が指定したもの。 ・原則道路中心線から2m後退した線が道路境界線となります。

※伊豆市は特定行政庁ではないため、指定は静岡県となります。

2 建築基準法道路の確認について

- ・静岡県地理情報システム(静岡県GIS)
※静岡県GISを開く ⇒ 左上「みんなのハザードマップ」をクリック ⇒ 「建築関連情報」 ⇒ 「建築基準法上の道路」をクリック
- ・問い合わせ先
静岡県沼津土木事務所建築住宅課 電話：055-920-2224
伊豆市建設部都市計画課 電話：0558-83-5206
※伊豆市は特定行政庁ではありません。